

定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

回 覧

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

